

2021年1月12日

会員各位

一般社団法人 日本コミュニティーガス協会

新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態における電気及びガスの安定的かつ適切な供給の継続について(要請)

標記の件につきまして、会員の皆様には既に下記の要請があったと思われま
す。つきましては、内容をご確認の上、ご協力の程お願い申し上げます。

記

ガス小売事業者の皆様、特定ガス導管事業者の皆様、ガス製造事業者の皆様

平素より経済産業行政ならびに資源エネルギー行政に御理解、御協力を賜りまして誠に有り難う
ございます。

昨日、令和3年1月7日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされました。

貴社におかれましては、前回(令和2年4月7日)の緊急事態宣言に際してメールにてお願いさ
せていただいた事項につきまして、引き続き要請させていただきます。

また、職場への出勤等(テレワーク等)や催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項
など基本的対処方針の着実な実施につきましても、ご協力お願いいたします。

今後とも電力・ガスの安定供給の維持・確保と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策
への御協力をお願いいたします。

(以下、御参考まで4/8にお送りさせていただいたメールです。)

ガス小売事業者の皆様、特定ガス導管事業者の皆様、ガス製造事業者の皆様

平素よりお世話になっております。

令和2年4月7日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされました。

また、同日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部では、「新型コロナウイルス感染症対

策の基本的対処方針」の改定が行われ、この中では、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として、「インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）」が挙げられています。これを踏まえ、下記のうち、貴社において該当する事項を要請します。

- (1) 発電所、給電指令所、需給管理センター、サイバーセキュリティ監視センター、ガス製造所などの重要施設の職員が罹患した場合における、①代替要員の確保をはじめとする人員計画の精査、②代替施設の活用を含めた対応、③サプライチェーンの混乱が長期化することを見据えた代替的な調達先の確保など、必要な物品・資機材を安定的に調達するための措置を実施するなどのBCP対応を徹底することにより、電気及びガスの安定的な供給及び現場の安全の確保に万全を期すこと。
- (2) 工事会社、設備の保守・点検を行う事業者、警備会社など、電気及びガスの安定的な供給及び現場の安全を確保するために必要な事業者に対して、引き続き、事業を継続するよう要請すること。
- (3) 法令に基づき、安全確保や安定供給に支障を生じない範囲内で、検査や工事等の実施時期の見直し・繰延べ等の措置を講じること。
- (4) 従業員に罹患者が発生した場合には、速やかに経済産業省に報告するとともに、公表等の適切な措置を講じること。

令和2年4月8日
ガス市場整備室長 下堀 友数